

西宮神社

頒布関係史料集

近世諸国えびす御神影札

西宮神社文化研究所編

西宮神社文化研究所編

近世諸国えびす御神影札頒布関係史料集

西宮神社

刊行にあたり

西宮神社のえびす信仰は、室町時代以降七福神信仰を通じ、また御伽草子や上方文学、更には人形操り・狂言等の芸能により各地に広がっていきました。中でも寛文三年（一六六三）に公儀造営された本殿維持修理のため、幕府からえびす像札・田の神札・神馬札の三種の御神影おみえの賦与が当社のみに許可され、それ以降江戸支配所、名護屋支配所を拠点に各地に居住する当社社人を通じて、奥羽・関東・信越・東海道方面に限なく神札が賦与されることとなりました。各地で中心となつた触頭家とは現在でも交流があり、江戸期の神像札賦与に関わる文書を所蔵されておられるところも少なくありません。

平成十四年頃より職員がこちらのお宅や分霊社を詣問し、南蔭文書の背景を順次行なって参りました。平成二十二年に西宮神社文化研究所の設立を契機に、撮影文書の翻刻、整理を開始し本殿復興五十年の記念事業の一つとして、ここに一冊の史料集を刊行する運びと相成りました。

文書の撮影にあたり、こころよく文書を提供していただき、ご協力下さった皆様に衷心より厚く御礼を申上げます。

平成二十三年九月

西宮神社宮司 吉井良昭

目 次

刊行にあたり

吉井 良昭

解 題

近世西宮神社における願人がんにん

松本 和明

凡 例

近世諸国えびす御神影札頒布関係史料集

目 錄

史料解説

松本 和明

376 339 1 xix xviii ii i

凡 例

一、文書群は日本列島の北から順番に配列し、漢数字にて番号を付した。各文書群中の史料については編年順とし、アラビア数字にて番号を付した。年代不明の文書は各文書群中において後尾に配置した。

一、原史料中の改行箇所については、解説上支障がない限り、特に改行せず追い込みとした。また、適宜読点「、」と並列点「・」を付した。

一、用字については原則として常用漢字を使用し、異体字・略字・俗字などはこれに改めた。但し、名前・地名などの固有名詞と、以下のものについては原本のまま使用した。

尽・併・燈・龍・籠・牀・檜・尔・〆・龜・斗

一、変体仮名は平仮名に改めた。但し、助詞の者（は）・江（え）・而（て）・与（と）・茂（も）・而已（のみ）はそのまま残し、活字の級数を落として記した。また、祝詞については原本通りとした。

一、合字の「より」・「して」などは使用せず、すべて平仮名に改めた。

二	〔神主免許状〕 一札之事（小原庄太夫神樂にて廻國につき）	明暦二年二月十二日	元治二年三月十日	一七八九	〔西宮太神宮神像札賦与免許状〕	〔神道裁許状〕
三	安部家文書（長井市）	〔神道裁許状〕	〔西宮太神宮神像札賦与免許状〕	一七八五	〔吉田家雜掌書出写〕	〔神道裁許状〕
二	〔神主免許状〕	明暦二年六月	元治二年六月	一六五六	〔近世〕四月二十一日	文久二年五月二十三日
一	〔神主免許状〕	〔神祇管領長上侍從ト部朝臣良義〕	〔神祇管領長上侍從ト部朝臣良義〕	一七八六	一	一八六二
	尾張勢田社家三國氏峯	朝岡 留所	神祇管領長上侍從ト部朝臣良義	本社神主從五位下陸奥守神奴連（吉井良足）	吉田雜掌鈴鹿將監・大角主水 鈴鹿采女・鈴鹿左京亮	神祇管領長上侍從ト部朝臣良義（吉田良義）
	記、小笠原左戸	宮村神主弥左衛門	〔村上河内頭藤原峯次〕	奥州仙台刈田郡白石町村上大炊	諸社家中	〔陸奥国仙台本吉郡志津川天神・神明・蛭子・蟹主神社祠官山本薩摩正藤原友貞〕
	一紙	一紙	一紙	一	一紙	一紙
	一	一	同右	佐藤俊彦「白石における産土信仰（2）」 「刈田地方・神道の明治維新」（白石神社々務所、一九八四年）二十二頁	一	一紙
	後段に公儀よりの 神樂法度あり					

史料目錄

番号	文書名	年代	西暦	差出	宛所	形狀	数量	備考	目録番号
四 24 宇津神社文書	(神像勧請許状)	文政十二年己春三月	一八二九	宝曆十二年壬午二月 明和二年酉十二月 一七六五	一七六二 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連(吉井良知) 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連良知(吉井良知)	大長村神主越智相郎三郎	一紙	一	浦願主河野新蔵
一 〔西宮勧請許状〕	〔勧請之写〕	明和二年己春三月	一八二九	宝曆十二年壬午二月 明和二年酉十二月 一七六五	一七六二 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連(吉井良知) 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連良知(吉井良知)	大長村神主越智相郎三郎	一紙	一	長門国阿武郡奈古
一 〔西宮勧請許状〕	〔西宮勧請許状〕	明和二年酉十二月	一八二九	宝曆十二年壬午二月 明和二年酉十二月 一七六五	一七六二 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連(吉井良知) 撰州西宮本社神主従五位下和泉守神奴連良知(吉井良知)	模守・斎嶋庄屋九	一紙	一	浦願主河野新蔵

史料解説

1 川村家文書（一三点）

現南三陸町志津川に鎮座する西宮神社の別当川村家に伝来していた文書群である。二〇一一年三月の東北地方太平洋沖地震における大津波により甚大な被害をうけた地域であり、本史料集所収文書は全て流失した。しかし、神社自体は高台に位置していたため、難を逃れた。歴年の御神影札賦与免許状と、神道裁許状が大半を占める。また、両者からは、神職身分は吉田家が免状を発給し、御神影札の賦与は西宮神社が免状を発給するという、二重の関係を有していたことがわかる。すなわち、神事行為を禁止された本社の願人頭とは異なり（前掲解題参照）、西宮神社の神職として神事行為を行い、その一方で御神影札の賦与を行っていたのである。

2 『白石における産土信仰（2）』所収文書（二点）

陸奥国刈田郡白石鷹巣村（現宮城県白石市）。史料一は御神影札賦与免許状、史料二は吉田家よりの神道裁許状である。史料二からは、村上家が白石鷹巣村の蛭兒・稻荷社の神主を勤めていることがわかるが、史料一とは時期が約百年異なることから、神主を勤める一方で御神影を賦与していたのかは不明である。

3 安部家文書（長井市）（二九点）

出羽国^{いじき}西置賜郡宮村（現山形県長井市）。由緒書上（史料一六）によれば、東置賜郡一本柳村（現山形県高畠町）に鎮座する神明・蛭兒相殿の神社の神主を勤めていたこと、また^旦下村々一二三ヶ村へ神像を賦与していたことがわかる。しかし、宝暦一四年（一七六四）に西宮・京都吉田家へ受領を願った際、吉田家より蛭兒社の由来を尋ねられたこと

西宮神社文化研究所編

近世諸国えびす御神影札

頒布関係史料集

編 者 西宮神社文化研究所

発行日 二〇一一年九月二十一日

発 行 西宮神社

元六六二一〇九七四

兵庫県西宮市社家町一一七

印刷所 兵田印刷工芸株式会社